

令和 2 年 11 月 19 日
厚生企画課

障害者等用駐車区画の適正利用を促進するパーキング・パーミット制度について、学識経験者、福祉団体、事業者団体及び市町村団体に参加いただいた検討会等の意見を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日から次のとおり実施しておりますので、ご報告いたします。

1 名称 富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度

※ 制度の実施主体は、県。

市町村による利用証の申請受付、駐車場施設管理者による区画届出等の協力の下、実施。

2 利用証の交付対象者（要件等の詳細は、別紙 1 のとおり）

隣県に準じ幅広く設定。不適正利用の防止のために有効期限を設定。

3 利用証及び協力駐車区画の種類（表示デザインの詳細は、別紙 2 のとおり）

利用証は、「車椅子使用者」及び「車椅子使用者以外」の 2 種類。

協力駐車区画は、「車椅子使用者優先区画（幅 350 cm 以上）」及び「障害者等用区画（車椅子使用者優先区画以外）」の 2 種類。

※ 車椅子使用者以外の利用証所持者は、車椅子使用者優先区画の利用が必要な状態のときや障害者等用区画を利用できないときは、車椅子使用者優先区画の利用が可能。

4 利用証及び協力駐車区画の状況

(1) 利用証の交付状況（令和 2 年 6 月末時点）

4,019 枚

車椅子使用者用	: 1,023 枚
車椅子使用者以外用	: 2,996 枚

※制度検討時の 3 年後の状況推計（4,986 枚）と比べ、81%まで到達

(2) 協力駐車区画の登録状況（令和 2 年 10 月 1 日時点）

453 施設、1,184 区画

車椅子使用者優先区画（幅 350cm 以上）	: 690 区画
障害者等用区画（車椅子使用者優先区画以外）	: 494 区画

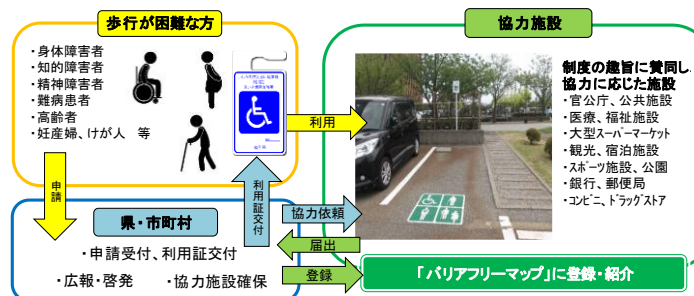
※制度検討時の 3 年後の状況推計（550 施設、1,560 区画）と比べ、施設数は 82%、区画数は 76%まで到達

(参考)

パーキング・パーミット制度とは

駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を明らかにするとともに、申請のあった方に対し利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する制度。

平成 18 年に佐賀県が制度化、現在 39 府県で導入済み。導入済みの府県間では相互利用を実施。



(別紙1)

(富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度)

利用証の交付対象者と有効期限

区分		交付基準		有効期限	
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	4級以上の者	発行の日から5年以内	
	聴覚または 平衡機能の障害		聴覚障害		3級以上の者
			平衡機能障害		5級以上の者
	肢体不自由		上肢		2級以上の者
			下肢		6級以上の者
			体幹		5級以上の者
	脳原性運動 機能障害		上肢機能		2級以上の者
			移動機能		6級以上の者
	心臓機能障害		4級以上の者		
	腎臓機能障害		4級以上の者		
	呼吸器機能障害		4級以上の者		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上の者		
	小腸機能障害		4級以上の者		
	肝臓機能障害		4級以上の者		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上の者				
知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がAの者				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳2級以上の者				
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者				
高齢者等 (40~64歳の要介護認定者を含む)	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者				
妊産婦	母子健康手帳を取得してから産後1年までの者		母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後1年の間		
その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内(1年以内)		

(別紙 2)

(富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場) 利用証制度)
利用証及び協力対象区画の表示デザイン

1 利用証の表示デザイン

(車椅子使用者)



(車椅子使用者以外)



2 協力対象区画の表示デザイン

(車椅子使用者優先区画 (幅 350 cm以上))



(障害者等用区画)

